

大仙市プロポーザル方式等実施要綱

平成24年3月 日
訓令第 号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この訓令は、大仙市建設工事等競争入札に関する基本要綱（平成22年大仙市訓令第 号。以下「基本要綱」という。）第4条第3項の規定に基づき、本市が発注する業務委託、工事又は製造の請負（以下「業務等」という。）のうち、価格のみによる競争では、所期の目的を達成できない契約を結ぶ必要がある場合に、企画力、技術力、創造性、専門性、実績等において、対象業務等にふさわしい企業をプロポーザル方式等により選定するにあたって必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱においてプロポーザル方式等とは、次に定めるところによる

- (1) プロポーザル方式とは、基本要綱第2条第1項第5号に規定する契約者の選定方式をいう。
 - (2) 総合評価落札方式とは、基本要綱第2条第1項第3号に規定する入札方式をいう。
 - (3) 設計競技（コンペ）方式とは、プロポーザル方式に比してさらに芸術性、独創性等を求める場合において、設計案及び契約者を選定する方式をいう。
- 2 公募型及び指名型のプロポーザル方式等については以下のとおりとする。
- (1) 公募型とは、プロポーザル方式等の実施について公告して参加企業を募り、参加企業のうち、資格要件に適合する者を選定し、提案を求める方式をいう。
 - (2) 指名型とは、入札参加有資格者名簿から定めた選定条件に基づき、プロポーザル方式等の提出者を指名し提案を求める方式をいう。
- 3 技術提案書及び企画提案書については以下のとおりとする。
- (1) 技術提案書とは、プロポーザル方式又は総合評価落札方式の実施に当たり提出する当該契約に係る実施体制、対象業務等に対する取組意欲及び課題解決の技術的方法等について記載された提案書をいう。
 - (2) 企画提案書とは、設計競技（コンペ）方式の実施に当たり提出する技術提案書よりさらに具体的な企画、デザイン又は設計内容等について記載された提案書をいう。

(対象業務等)

第3条 プロポーザル方式等による契約の対象とする業務等は、次に掲げるもののうち、契約の性質又は目的が競争入札に適しないと判断される業務等とする。

- (1) 調査・計画・設計及びコンサルティングに関する業務で、広範かつ高度な知識と豊かな経験を必要とする業務等
- (2) 計画・設計から工事まで一貫発注する業務等
- (3) 象徴性、記念性、芸術性、独創性、創造性等を求められる業務等で、高度な技術力、企画力、開発力及び経験を求められる業務等

- (4) 催事企画、システム開発など、高度な技術力と企画・開発力を求められる業務等
- (5) 先例が少なく、本市において発注仕様を定めることが困難等標準的な実施手続が確立されていない業務等
- (6) 管理・運営に関する業務等で、プロポーザル方式等により執行することが適当と認められる業務等
- (7) その他プロポーザル方式等により実施することが適当であると市長が判断した業務等

(実施対象案件の決定)

第4条 当該業務等の案件を所管する部長等（以下「所管部長」という。）は、前条に規定する業務等を発注しようとするときは、あらかじめ、大仙市入札契約資格等審査実施要綱（平成21年大仙市訓令第 号。以下「要綱」という）第2条に規定する大仙市入札契約資格等審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審議を経て、当該業務等をプロポーザル方式等の実施の対象とするものの適否を決定するものとする。

(選定委員会の設置)

第5条 所管部長は、前条の規定により当該業務等をプロポーザル方式等の実施の対象に決定したときは、速やかに当該業務等の案件ごとに、プロポーザル等選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置するものとする。なお、総合評価落札方式による場合にあっては、地方自治法施行令第167条の10の2第4項に規定する学識経験者を兼ねるものとする

2 選定委員会は、委員5人以上で組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから、当該業務等の内容等を考慮のうえ、市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験者（総合評価落札方式による場合は2人以上）

(2) 業務等に関し専門性を有する者

(3) 本市の職員

(4) その他市長が必要があると認める者

4 選定委員会に委員長を置き、委員の互選により選出し市長が承認する。

5 委員長は会務を総理するものとし、委員長に事故あるとき又はかけたときは、あらかじめ委員長が指定した委員がその職務を代理する。

6 委員の任期は、委嘱又は任命の日から当該選定委員会の設置に係る業務等の案件に関する審議等が終了する日までとする。

7 選定委員会は、選定委員会の事務を補助させるため、必要に応じて当該契約案件に係る業務等の担当職員等で構成する専門部会を置くことができる。

(選定委員会の業務)

第6条 選定委員会は、プロポーザル方式等の実施に当たり、次に掲げる事項に関する審議等を行う。

(1) 資格要件の設定（公募型による場合）

- (2) プロポーザル方式等の実施に係る要領（以下「実施要領」という。）の審査及び決定
 - (3) 公募型プロポーザル方式等への参加を希望する者（以下「参加表明者」という。）のうちから技術提案書又は企画提案書の提出者を選定するための基準（以下「選定基準」という。）の設定（公募型による場合）
 - (4) 技術提案書又は企画提案書の提出を依頼する者の選定
 - (5) 技術提案書又は企画提案書の評価基準及び提案項目の設定
 - (6) 技術提案書又は企画提案書の審査及び特定
 - (7) その他市長が必要があると認める事項
- 2 選定委員会の庶務は、当該業務等の案件を所管する課（以下「所管課」という。）が行うものとする。

（選定委員会の会議）

第7条 選定委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 選定委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数の賛成で決するものとし、可否同数の場合は委員長の決するところによる。

（実施要領の策定）

第8条 所管課長は、プロポーザル方式等により受託者を選定する場合は、第5条第1項に定める選定委員会の審査を経て、実施要領を定めなければならない。ただし、総合評価落札方式（簡易型）による場合において、公告文が実施要領を兼ねる場合はこの限りではない。

- 2 前項の規定により定める実施要領には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - (1) プロポーザル方式等の名称
 - (2) 事業又は業務等の概要
 - ①業務等の名称
 - ②業務等の目的
 - ③業務等の内容
 - ④履行期間
 - ⑤業務等の規模又は概算事業費
 - ⑥その他
 - (3) 担当部局
 - (4) 参加者に要求される資格要件（公募型による場合）
 - (5) 参加表明書の提出等（公募型による場合）
 - ①参加表明書の作成方法
 - ②参加表明書に関する要件
 - ③参加表明についての質問及び回答
 - ④提出期限、提出場所及び提出方法
 - (6) 技術提案書（企画提案書）の提出者の選定

- ①参加者を選定するための基準
- ②選定結果の通知
- ③非選定理由について
- (7) 技術提案書（企画提案書）の提出等
 - ①技術提案書（企画提案書）の作成方法
 - ②特定テーマ
 - ③既存資料の閲覧
 - ④技術提案書（企画提案書）についての質問及び回答
 - ⑤提出期限、提出場所及び提出方法
- (8) ヒアリング
- (9) 技術提案書（企画提案書）の特定（総合評価方式は除く）
 - ①技術提案書（企画提案書）を特定するための評価基準
 - ②特定結果の通知及び公表
 - ③非特定理由の説明
- (10) 総合評価に関する事項（総合評価方式のみ）
 - ①落札者の決定方法
 - ②総合評価の方法
 - ③入札及び開札に関する事項
 - ④入札方法
 - ④入札保証金
- (11) 契約の締結
 - ①契約保証金
 - ②契約書作成の要否
 - ③支払条件
- (12) 技術提案書（企画提案書）の無効
- (13) その他の事項
 - ①費用負担に関する事項
 - ②書類等の作成に用いる言語等に関する事項
 - ③提出書類の取扱いに関する事項
 - ④プロポーザル方式等に係る公表に関する事項
 - ⑤プロポーザル方式等に伴う注意事項
 - ⑥その他必要事項

（機密の保持）

第9条 提出された技術提案（企画提案）については、提案自体が各提案者の知的財産であることに鑑み、提案内容の漏洩や提案者の了承を得ることなく提案の一部のみを採用することの無いよう、その取扱に十分留意しなければならない。

（実施上の留意事項）

第10条 参加表明書及び技術提案書（企画提案書）の作成及び提出に要する費用は、提

出者の負担とするものとする。ただし、設計競技（コンペ）方式において、高度でかつ特殊な企画提案を要求する場合はこの限りでない。

- 2 提出された参加表明書及び技術提案書（企画提案書）は、提出者に返却しないものとする。
- 3 参加表明書及び技術提案書（企画提案書）に虚偽の記載をした場合は、当該参加表明書及び技術提案書（企画提案書）を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して大仙市建設工事入札参加者指名停止基準に基づく指名停止を行うことがある。

（適用除外）

第11条 大仙市総合評価落札方式試行要綱（平成22年5月10日施行）に基づき実施する建設工事に係る総合評価落札方式の手続きについては、本要綱の規定にかかわらず、別に定めるところによる。

第2章 公募型プロポーザル方式

（プロポーザルの手順）

第12条 公募型プロポーザル方式における実施手順は以下のとおりとする。（別図「公募型プロポーザル方式の手続きフロー」を参照。）

- (1) プロポーザルへの参加表明者を募集するために公告を行う。
- (2) 第1次選考として、参加表明者の中から技術提案書の提出を要請するものを選定する。
- (3) 前号で技術提案書の提出を要請された者は、技術提案書を提出する。
- (4) 第2次選考として選定委員会が技術提案書の審査とヒアリングを実施し、技術提案書を特定する。

（公告）

第13条 公募型プロポーザル方式の実施の対象に決定した業務等の発注に当たっては、当該業務等の案件ごとに、第8条第2項に掲げる事項を掲示、インターネットその他の方法により公告し、参加表明者を公募するものとする。

- 2 公告の日から参加表明書の提出期限までは、原則として10日以上は確保するものとする。
- 3 公告の日から技術提案書の提出までの期間は、原則として1ヶ月以上は確保するものとする。ただし、提案内容を考慮し、特に認められる場合においてはその期間を短縮することができる。

（参加表明書の提出）

第14条 市長は、技術提案書の提出者を選定するため、参加表明者から参加表明書及び実施要領に定める書類（以下「参加表明書等」という。）の提出を求めるものとする。

(技術提案書の提出者の選定)

第15条 所管部長は、参加表明者から参加表明書等が提出されたときは、技術提案書の提出者の選定に関し、選定委員会に諮るものとする。

- 2 選定委員会は、実施要領に定める選定基準に基づき、参加表明者から提出された参加表明書等を審査のうえ、当該参加表明者のうちから技術提案書の提出者として適する者を選定するものとする。
- 3 市長は、前項の規定に基づき選定された参加表明者に対し、技術提案書の提出の要請（以下「選定通知」という。）を行うものとする。
- 4 前項の規定により技術提案書の提出者として選定されたものは、実施要領に定めるところにより、技術提案書を提出しなければならない。

(非選定理由の説明)

第16条 市長は、技術提案書の提出者として選定しなかった参加表明者に対し、選定しなかった旨及び選定しなかった理由（以下「非選定理由」という。）を通知するものとする。この場合において、当該通知は、選定通知と同時に行うものとする。

- 2 前項の規定による通知を受けた者は、当該通知をした日の翌日から起算して10日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「日曜日等」という。）の日数は、参入しない。）以内に、書面により、市長に対し非選定理由についての説明を求めることができる。
- 3 市長は、非選定理由についての説明を求められたときは、前項に規定する期間の末日の翌日から起算して5日（日曜日等の日数は、参入しない。）以内に、書面により回答するものとする。
- 4 前3項に規定する事項については、実施要領に明記しなければならない。
- 5 第1項の規定による通知には、第2項に規定する事項及び選定基準のいずれの基準項目に該当しないため選定されなかったかを明記しなければならない。

(技術提案書の提出者の選定手続の省略)

第17条 前2条の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、第15条の規定による選定委員会の選定によることなく、参加表明者全員に対し、技術提案書の提出の要請を行うことができる。

(技術提案書の特定)

第18条 所管部長は、技術提案書が提出されたときは、技術提案書の特定に関し、選定委員会に諮るものとする。

- 2 選定委員会は、評価基準に基づき、提出された技術提案書を審査のうえ、必要に応じてヒアリングを行い、当該技術提案書のうちから当該業務等について技術的に最適なものを特定するものとする。
- 3 市長は、前項の規定による特定をしたときは、当該特定をした技術提案書の提出者（以下「特定者」という。）に対し、技術提案書を特定した旨の通知（以下「特定通知」という。）を行うものとする。

(非特定理由の説明)

- 第19条 市長は、技術提案書を提出した者のうち技術提案書として特定されなかった者に対し、その者から提出された技術提案書を特定しなかった旨及び特定しなかった理由（以下「非特定理由」という。）を通知するものとする。この場合において、当該通知は、特定通知と同時に行うものとする。
- 2 第16条第2項及び第3項の規定は、非特定理由の通知を受けた者が市長に非特定理由についての説明を求める場合について準用する。
- 3 第1項に規定する事項及び前項において準用する第16条第2項及び第3項に規定する事項については、実施要領に明記しなければならない。
- 4 第1項の規定による通知には、第2項において準用する第16条第2項に規定する事項及び技術提案書を特定するための評価基準のいずれの基準項目に該当しないため特定されなかったかを明記しなければならない。

(業務仕様等の協議)

- 第20条 所管課長は、特定者と業務内容について協議し、当該業務等に必要な仕様並びに契約条項（以下「契約図書」という。）を作成するものとする。この場合において、当該プロポーザル方式で特定された技術提案書のうち、次の各号に掲げる内容については、契約図書に適切に反映しなければならない
- (1) 特定した技術提案において、他社と比較して優位だった内容
 - (2) 特定した技術提案に記載されている、当初予定していた検討項目に関する具体的な調査手法、新技術等
 - (3) 特定した技術提案に記載されている新たな追加検討項目
- 2 前項の規定により契約図書に記載された技術提案書の内容が、受注者の責により履行されなかった場合、修補の請求、又は修補に代え若しくは修補とともに契約金額の減額、損害賠償等を行う旨を契約図書において明らかにするものとする。
- 3 所管課長は、第1項に規定する契約図書に基づき、当該業務等を実施するために必要な経費について、内訳明細書を作成しなければならない。その際、必要に応じて特定者に見積を依頼することができるものとする。

(契約者の決定)

- 第21条 所管部長は、特定者及びその契約図書並びに必要な経費について、審査委員会の審議を経て、契約者を決定するものとする。

第3章 指名型プロポーザル方式

(技術提案書の提出者の選定)

- 第22条 指名型プロポーザル方式は、その性質や目的、規模等から参加者を公募する必要がないと認められる場合に実施するものとする。

- 2 所管部長は、入札参加有資格者名簿の中から、当該業務等に係る資格を有すると認められる者を選考し、選定委員会に諮るものとする。
- 3 選定委員会は、実施要領に定める選定基準に基づき、技術提案書の提出を要請する者（以下「要請者」という。）5者以上を選定するものとする。ただし、提案内容を考慮し、特に認められる場合においては3者以上とすることができる。

（指名通知）

第23条 市長は、前項の規定に基づき選定された要請者に対し、審査委員会の審議を経て、指名通知兼技術提案書の提出要請書（以下「指名通知書」という。）を通知するものとする。

- 2 指名通知書には、当該業務等の案件ごとに、第8条第2項に掲げる事項を記載するものとする。ただし、実施要領を添付する場合はこの限りでない。
- 3 指名通知の日から技術提案書の提出までの期間は、原則として1ヶ月以上は確保するものとする。ただし、提案内容を考慮し、特に認められる場合においてはその期間を短縮することができる。

（参加表明書の提出）

第24条 市長は、要請者の参加意思確認のため、参加・不参加表明書の提出を求めるものとする。この場合において、不参加の意思を表明したものに対して、不利益となる扱いをしてはならない。

- 2 参加・不参加表明書の提出の結果、参加表明者が1名となった場合においては、指名型プロポーザル方式を取り止めるものとする。

（公募型に関する規定の準用）

第25条 第18条から第21までの規定は、指名型プロポーザル方式の場合に準用する。

（適用除外）

第26条 大仙市指名型簡易プロポーザル実施要領に基づき、営繕工事の設計及び工事監理業務に係る設計者の選定を行う指名型簡易プロポーザル方式の手続きについては、第22条から第25条の規定にかかわらず、別に定めるところによる。

第4章 総合評価落札方式（簡易型）

（総合評価の方法）

第27条 技術提案や業務実績等（以下「技術提案等」という。）の評価方法については、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 評価の対象とする技術提案等については、当該業務等の目的及び内容に応じ、必要な評価項目を設定し、各項目ごとに評価に応じて得点を与える。
- (2) 各評価項目に対する得点配分は、その必要度及び重要度に応じて定める。

- 2 価格及び技術提案等に係る総合評価は、入札価格に基づいて算定した評価点と技術提案等から算定した評価点を総合した評価点（以下「総合評価点」という。）をもって行う。

（入札公告）

第28条 市長は、総合評価落札方式で発注しようとする場合は、入札公告において、一般競争入札又は条件付き一般競争入札に係る事項のほか、次のうち必要な事項を明示するものとする。

- (1) 総合評価落札方式の適用業務であること
- (2) 総合評価落札方式に係る落札者決定基準
- (3) 総合評価に係る資料（以下「技術資料」という。）の内容及び提出日等必要事項
- (4) 落札者の決定方法
- (5) 総合評価の評価内容の履行の確保及び不履行時の措置
- (6) 総合評価落札方式に係るヒアリングの有無
- (7) その他必要な事項

（技術資料の提出）

第29条 入札者は、競争入札参加資格確認申請書及び確認資料（以下「確認申請書等」という。）の提出の際に、技術資料を併せて提出するものとする。

- 2 技術資料の提出は、建設コンサルタント業務等の場合にあっては、電子入札システムにより提出するものとする。ただし、大仙市公共事業電子入札運用基準第8の規定により紙入札によることを認めた場合、又は第10の3の規定による場合にあっては、持参により提出させることができる。
- 3 提出期限後における技術資料の内容変更、差替え、再提出は認めないものとする。
- 4 技術資料の様式については、入札公告等において明示するものとする。

（技術資料の審査等）

第30条 技術資料の審査は、技術資料記載事項の確認、評価項目及び評価基準との照合、技術提案等の妥当性について行うものとする。

- 2 前項の審査に当たっては、必要に応じて、入札者から技術資料についてのヒアリングを行うことができるものとする。
- 3 入札者の技術資料の審査については、開札後に、予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、入札価格に基づく価格点と入札者の自己評価に基づく技術評価点を加算した総合評価点の最も高い者について行うものとする。ただし、技術評価点は入札者の自己評価点を限度とし、審査後の技術評価点が自己評価点を下回る場合は審査後の評価点とする。
- 4 前項の審査の結果、総合評価点の第1位の者に変動が生じた場合は、変動後の総合評価点の最も高い者について前項の審査を行い、総合評価点の第1位の者が決定するまで同じ作業を繰り返すものとする。

(落札者の決定方法)

第31条 入札執行者は、前条第3項に基づく審査後の総合評価点が最も高い者を落札候補者とする。

- 2 前項において、落札候補者が2者以上であるときは、くじの方法により順位を決定し、最上位者を落札候補者とする。
- 3 入札執行者は、前項の落札候補者の決定後、当該落札候補者の入札参加資格について予め提出された確認申請書等により確認を行い、審査委員会の審議を経て入札参加資格の有無を決定する。
- 4 前項で決定された者が、次のいずれかに該当する場合を除き、当該落札候補者を落札者として決定する。
 - (1) 落札候補者の入札価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき
 - (2) 落札候補者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるとき
- 5 第3項において落札候補者が落札者としての資格を有しないことと決定されたとき又は前項各号のいずれかに該当するときは、予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、総合評価点が当該落札候補者の次に高い者（当該落札候補者がくじにより決定された者である場合は当該くじの次順位者、また、該当する者が2者以上である場合は第2項の方法により決定された最上位者をいう）を落札候補者とし、前項の確認等を行うものとする。
- 6 落札者が決定するまで、上記方法を順次繰り返すものとする。

(入札参加資格を有しないことと決定された者への通知等)

第32条 前条第3項において落札候補者が入札参加資格を有しないことと決定されたときは、市長は、当該落札候補者に対し、資格なしと決定された理由を明らかにした資格確認結果通知書を速やかに通知する。

- 2 前項の通知を受けた者は、当該通知の日の翌日から起算して2日（日曜日等の日数は、参入しない。）以内に、市長に対して書面により資格なしと決定された理由についての説明を請求することができるものとし、市長は公告及び前項の通知においてその旨を教示するものとする。
- 3 前項の期限内に説明請求があったときは、入札執行者は、速やかに入札参加資格の再確認を行い、審査委員会の審議を経て、請求者に対して請求を受理した日の翌日から起算して3日（日曜日等の日数は、参入しない。）以内に書面により回答するものとする。
- 4 前項の審議の結果、請求者が入札参加資格を有するものとされた場合にあっては、当該回答において第1項の決定を取り消す旨を明らかにするものとする。
- 5 第2項の期限までに説明請求がなかったとき又は第3項の審議の結果、請求者が入札参加資格を有しないこととされたときは、前条第3項の決定は確定するものとする。

(提案内容の履行の確保)

第33条 落札者の提示した技術提案書のうち、次の各号に掲げる内容については、契約

図書に適切に反映しなければならない

- (1) 特定した技術提案において、他社と比較して優位だった内容
- (2) 特定した技術提案に記載されている、当初予定していた検討項目に関する具体的な調査手法、新技術等
- (3) 特定した技術提案に記載されている新たな追加検討項目

2 前項の規定により契約図書に記載された技術提案書の内容が、受注者の責により履行されなかった場合、修補の請求、又は修補に代え若しくは修補とともに契約金額の減額、損害賠償等を行う旨を契約図書において明らかにするものとする。

第5章 設計競技（コンペ）方式

（公募型プロポーザル方式に関する規定の準用）

第34条 第12条から第21条までの規定は、設計競技（コンペ）方式の場合に準用する。この場合において「技術提案書」とあるのは、「企画提案書」と読み替えるものとする。

第6章 その他

（雑則）

第35条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成24年 4月 1日から施行する。